野田市みどりのふるさと基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月１６日

野田市長　鈴　木　　有

野田市告示第２５５号

野田市みどりのふるさと基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱等の一部を改正する告示

（野田市みどりのふるさと基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱の一部改正）

第１条　野田市みどりのふるさと基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱（平成２６年野田市告示第１８８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「１年（１月１日から１２月３１日までの期間をいう。）に１０，０００円以上」を「別に定める金額」に改める。

第３条第１項中「対象者に」の次に「寄附金額に応じて」を加える。

（野田市学校施設整備等基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱の一部改正）

第２条　野田市学校施設整備等基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱（平成２７年野田市告示第１５９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「１年（１月１日から１２月３１日までの期間をいう。）に１０，０００円以上」を「別に定める金額」に改める。

第３条第１項中「対象者に」の次に「寄附金額に応じて」を加える。

（野田市鈴木貫太郎記念館再建基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱の一部改正）

第３条　野田市鈴木貫太郎記念館再建基金への寄附者に対する記念品贈呈事業実施要綱（令和４年野田市告示第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「１年（１月１日から１２月３１日までの期間をいう。）に１０，０００円以上」を「別に定める金額」に改める。

第３条第１項中「対象者に」の次に「寄附金額に応じて」を加える。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。